

0. はじめに

ホームページの事業案内に関連する最近のトピックス、業界・所属団体動向、展示会、法令改正、その他の最新情報等、ならびに感想や意見を“栗島技術士事務所ニュース”でお知らせします。

(お詫び：No.1 発行後4カ月も間が空いたことにお詫び申し上げます。)

1. 技術士およびプレス機械関係

●技術士とは？ ∞ (公社)日本技術士会 HP ご参照 ∞

読者の皆さん“技術士とは”何者かご存知ですか。ご存じないのが社会の常識の様です。独立開業の後のお得意様挨拶の際に「技術士の・・・」と自己紹介しても99%怪訝な様子になられます。そこで本号では僭越ですが下記にPRさせていただきます。技術士とは“技術士法”に基づく技術者の国家資格です。技術士法により、技術士は科学技術に関する専門的応用能力を必要とする業務を行い、科学技術の向上と国民経済の発展に資すること、を使命としています。平たく言えば、技術コンサルティングにより社会貢献する人々で、機械、電気・電子から農業まで21分野の専門家集団で構成され、企業の皆様をご支援します。

●板金加工機関連のハイテク動向

ファイバーレーザー溶接/ビード仕上げ不要でテーラード溶接に最適な新技術



2. ものづくり関係

●講演会案内 日本技術士会神奈川県支部 HP ご参照

県支部主催の公開講座(企業の皆様のオープン参加型)をご案内します。開催：2015年5月15日(金)、テーマ：労働法・安衛法が変わる～会社は「どう対応」・「どう変わる」、問合せ・申込：TEL 045-210-0337

●ボルトの緩みでエスカレータ逆走

東京国際展示場で2008年に発生したエスカレータ逆走による人災の報告書が国交省より報道されました。原因は駆動部ベースのねじ緩みとのこと。ねじ緩みは古くて新しい問題で、プレス屋としての経験から複数の緩み対策が効果的です。

●神奈川県生活環境保全条例改正動向

- ・条例の最新版は平成23年7月、規則の最新版は平成26年11月です。これらを踏まえた環境管理上のポイントを以下に示します。
- ・カドミウム及びその化合物による排水の規制基準が甲水域は0.05mg/Lから0.03mg/Lに、乙水域は0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更されました。
- ・ほう素に係る暫定排水基準値が50mg/Lから40mg/Lに、同様に硝酸窒素等は400mg/Lから300mg/Lに変更されました。
- ・水質汚濁に係る物質の事故時の対象物質に、ヘキサメチレンテトラミン、亜鉛とその化合物、鉄とその化合物、銅とその化合物、フェノール類の塩類並びにマンガン及びその化合物が追加されました。

●安衛法関連法令の改正動向

足場からの墜落防止対策として安衛則が改正されます。

- ・特別教育に足場の組立、解体、変更作業が追加。
- ・作業床の要件に、床材と建地との隙間を12cm未満とすることが追加。
- ・臨時に墜落防止設備を取り外す場合は、関係労働者以外の労働者の立入禁止と作業後の復旧を追加。

3. 経営管理関係

●免震ゴムの認定取消し報道について

地震の揺れを緩和するための免震基準に不適合な製品を、2004年から販売していたことに関する国交省への報告が、当該企業のHPや新聞で報道されました。長年一人の担当者が大臣認定作業に携わっていたことが要因の様です。さらに深掘りしてみると、①性能評価プロセスの複雑さ(事実ではなく属人的判断の余地)、②評価結果のピュアチェック体制、③本社による認定評価制度の適切性監視などの課題がみえてきます。

●電機メーカーの社員不正事件

税務調査を起点に判明した架空発注による代金着服事件が当該企業のHPや新聞で報道されました。本件のポイントは購買の要求・発注・検収の決裁機能にあり、特に、同一人決裁は不正への動機づけになりうると考えられます。